

ID: 3105

担当部署: 健康福祉部 地域福祉課

処分の概要	身体障害者手帳の再交付(身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者に係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	身体障害者福祉法施行令 第10条第1項		
法令番号	昭和25年政令第78号		
【基準】 政令第10条第1項及び第2項の規定による。 (身体障害者手帳の再交付) 第10条 都道府県知事は、身体障害者手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは身体障害者手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者又は身体障害者手帳を破り、汚し、若しくは失った者から身体障害者手帳の再交付の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者手帳を交付しなければならない。 2 前項の申請(身体障害者手帳を破り、汚し、又は失った者からの申請を除く。)については、第4条の規定を準用する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 29 日	最終変更年月日	年 月 日